

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書 令和2年2月発行(13月以上の前納)分 (表面)

(表面)

様

お問い合わせ先、宛先不明の場合の返送先

〒

2002 1016 002

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書【ご本人様控】

被保険者氏名
基礎年金番号

様

令和元年中(平成31年1月1日から令和元年12月31日)の納付済保険料額

各年に分けて申告する場合の証明額

① 納付済額	納付済保険料の証明額	円
② 見込額	納付が見込まれる保険料額	円
③ 合計額	①納付済額+②見込額 (②見込額がある場合に表示)	円

申告する年	証明額
	円
	円
	円

納付状況の内訳

年	月	納付対象月											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

●「済」は、令和元年中に納付された月を示しています。

↓ 社会保険料控除の申告の際は、ここから切り取ってご使用ください。 ↓

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
被保険者氏名 様

証明日：令和2年1月1日
令和元年中の納付済保険料額

① 納付済額	円
② 見込額	円
③ 合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告する年	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
被保険者氏名 様

証明日：令和2年1月1日
令和元年中の納付済保険料額

① 納付済額	円
② 見込額	円
③ 合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告する年	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
被保険者氏名 様

証明日：令和2年1月1日
令和元年中の納付済保険料額

① 納付済額	円
② 見込額	円
③ 合計額	円

各年に申告する場合の証明額

申告する年	証明額
	円

歳入徴収官
厚生労働省年金局事業管理課長

印

社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

- 証明日は、令和2年1月1日です。
令和元年中(平成31年1月1日から令和元年12月31日)に納めていただいた国民年金保険料の額を証明しています。
- 国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。
国民年金保険料は、所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象です。
* ご家族の保険料も控除の対象となります。
生計を一にする配偶者やその他の親族の負担すべき国民年金保険料を納付された場合には、納付した方の社会保険料控除の対象とすることができます。
* 申告の際は納付を証明する書類が必要です。
国民年金保険料について社会保険料控除の適用を受ける場合には、申告書の提出の際に、保険料を納めたことを証明する書類(本証明書または領収証書)の添付等が義務付けられています。
* この証明書に記載されている保険料額に、あとから納めた保険料額がある場合は合算して申告してください。
あとから納めた保険料分の「領収証書」も申告書に添付等が必要です。なお、あとから納めた保険料額を反映させた控除証明書を再発行することができます。
* 領収証書をなくされた方、再発行をご希望の方は、『ねんきん加入者ダイヤル(電話番号: 0570-003-004)』までご連絡ください。
- 前納した国民年金保険料の社会保険料控除
前納により納めた国民年金保険料について、社会保険料控除の適用を受ける場合は、以下の方法のいずれか1つを選択していただくことになります。
* (2)の方法により控除を受けた場合、(1)の方法による控除に戻すことはできません。
また、令和2年に令和2年分と令和3年分をまとめて控除することもできません。
- (1) 全額を納めた年に控除(まとめて申告する場合)
本証明書の「納付済保険料額」欄に記載されている合計額が証明額となります。
申告の際には、この欄に金額が記載されている証明書のすべてを添付等してください。
- (2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除(3年分に分けて申告する場合)
各年に分けて申告する方法を選択する場合、各年の控除額は次のように算出されます。
- 例1 口座振替で24カ月分(平成31年4月分から令和3年3月分)379,640円を前納された場合
 - ① 令和元年の控除対象額(平成31年4月から令和元年12月分までの9カ月分)
 $379,640円 \times 9\text{カ月} / 24\text{カ月} = 142,365円$
 - ② 令和2年の控除対象額(令和2年1月から令和2年12月分までの12カ月分)
 $379,640円 \times 12\text{カ月} / 24\text{カ月} = 189,820円$
 - ③ 令和3年の控除対象額(令和3年1月から令和3年3月分までの3カ月分)
 $379,640円 - ① - ② = 47,455円$
- 例2 納付書で17カ月分(令和元年11月分から令和3年3月分)273,310円を前納された場合
 - ① 令和元年の控除対象額(令和元年11月から令和元年12月分までの2カ月分)
 $273,310円 \times 2\text{カ月} / 17\text{カ月} = 32,155円$
 - ② 令和2年の控除対象額(令和2年1月から令和2年12月分までの12カ月分)
 $273,310円 \times 12\text{カ月} / 17\text{カ月} = 192,925円$
 - ③ 令和3年の控除対象額(令和3年1月から令和3年3月分までの3カ月分)
 $273,310円 - ① - ② = 48,230円$
- なお、申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。
- * 本証明書は(2)の方法により控除を受ける場合、最大3年間にわたり使用しますので、なくさないよう大切に保管してください。

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・ 厚生年金保険に加入されている場合
 - ・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合
 など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・ 厚生年金保険に加入されている場合
 - ・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合
 など

- 「①納付済額」欄の証明額は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までに納めた保険料額です。
- 「②見込額」は、引き続き年末までに納めた場合の保険料額を表示しています。
- 以下の場合は、②見込額、③合計額を表示していません。
 - ・ 厚生年金保険に加入されている場合
 - ・ 令和2年3月または令和3年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・ 保険料の未納期間がある場合
 など